

平成18年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成18年 6月16日 午前10：00

○散 会 午後 1：46

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 村井政克
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	教 育 長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鐙利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	山平東
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	櫻庭久俊
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長兼飯田川庁舎 総合窓口センター長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川上 秀佐男
生涯学習課長	丸谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅原 徳 志	高齢福祉課長	門間 裕 一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木 博 信	天王庁舎総合窓口センター長	伊藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊藤 正 吉
--------	---------	-----------	--------

平成18年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成18年6月16日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより平成18年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、通告順に16番菅原久和議員、15番伊藤栄悦議員、9番佐藤義久議員、8番小林 悟議員の順に行います。

なお、制限時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願いします。

ただいま出席議員は22名であります。

16番菅原久和議員の発言を許します。16番。

○16番（菅原久和） おはようございます。16番菅原久和でございます。宜しくお願いしたいと思います。

この6月定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。答弁ひとつ宜しくお願いしたいと思います。

次の3項目について質問致しますので、宜しくお願いしたいと思います。

1項目めと致しまして、男女共同参画についてであります。

当潟上市は、県内のトップを切って平成18年3月、男女共同参画推進条例を制定し、「ハートフルプランかたがみ」を策定致しました。今後、ますます深刻化する少子高齢化社会を考えると、女性の労働力は不可欠であり、その対応に一早く着手した当市の施行は評価すべきものと思います。女性の社会進出が進むとともに晩婚化が進み、出生率の低下が大きな社会問題となっておりますが、晩婚化の改善、ひいては出生率の向上は男女共同参画の定着が一つの大きなかぎになっていくものと思われま。

しかしながら、男女共同参画について、では市として何をどう推進しているかという、かなり不明瞭であり、具体的なものが見えてきません。当市の管理職ポストを見ましても、管理職のほとんどを男性が占めております。今後の当市の管理職ポストについては、女性職員の管理職となるべき教育なり施策を実施し、実績のあった職員にそれな

りの評価をし、男女とも同様に管理職ポストへのチャンスを与え、男女共同参画を具現化していただきたいと思います。

また、女性職員の管理職ポストに障害となっている理由の一つに出産・育児があるかと思えます。出産休暇、育児休暇には1年、復職後にも子供の体調不良などで休暇取得を余儀なくされ、育児中の女性職員は、やる気がありながら仕事に十分な実力を発揮できないのではないのでしょうか。一昔前までは、男は仕事、女は家庭という図式が当たり前の時代でした。現代においては、子育てに関しても男女共同参画がうたわれるようになりました。しかしながら潟上市職員の平成17年度の育児休業取得率を見ると、女性職員100%に対し、男性職員はゼロ%です。平成20年までに育児休業取得率を男性10%としておりますが、はたして実現できるものでしょうか。男性職員には育児休業という長期間にわたる休暇にはまだまだ抵抗があり、また、勤務環境も男性職員に対しては同様に抵抗があります。とするならば、まずは男性職員の育児関連の休暇を推進すべきであり、例えば育児に関しての時間休暇などを奨励し、男性の育児に関する休暇に市民権を与えていくことから始めていくというのはいかがでしょうか。男女共同参画推進について、今後とも自治体としての企業の先鞭を取っていくべきではないのでしょうか。市長の今後の方針をお聞かせください。

男女共同参画推進に具体的かつ実効性のある施策を打ち出し、このハートフルプランが絵に描いた餅にならないよう、今後も意見を出していきたいと思っております。

2項目めとしまして、子育て支援についてです。

核家族が進んできた現在、子供の生活環境をサポートする体制の整備を早急に進めていかなければならないと思えます。ハートフルプランに掲げられている保育園数を見たところ、平成17年度延長保育実施園数はゼロであります。病後児保育園実施園数もゼロであります。平成22年度まで、それぞれ6園、1園にするとのことですが、新設する保育園が対応するというものでなければ早期設置が可能かと思えますが、いつごろの実施を考えているのでしょうか。潟上市は秋田市のベッドタウンという位置にあり、例えば秋田市勤務のおかあさんにとって、9時から6時の勤務条件や急な残業には子供の延長保育はどうしても必要になるし、まして病後児の保育となれば長期休暇、もしくは退職を余儀なくされる状態となります。男女共同参画とは言いながら、働くおかあさんにとってはまだまだ厳しい勤務環境にあります。早急に延長保育、病後児保育、もしくはファミリーサポートセンターの設置ができないものか、ご検討をお願いします。

また、核家族化が進んだことで若いおかあさんが孤立し、育児に追われ、疲れながら、さまざまな育児情報に右往左往し育児の悩みを抱えています。保育園の窓口支援センターを設置するということが育児不安などについての指導などには大きな期待が寄せられるかと思いますが、現職の保育士が保育を担当しながらの対応では時間的に難しい面が出るのではないかと思います。相談の担当者について、どのような手配を予定しているのかお聞かせください。

3項目め、租税の納税率向上についてであります。

租税は住民の公共施設や公共的サービス、福祉の充実など市民生活の基盤を整備する費用として公正に分担しようというものです。

ところで、潟上市総合発展計画前期基本計画の中に、国民健康保険税収納率が平成16年度に比較して20年度で約2%、27年度で約7%上昇していますが、これはどのような施策をする予定を根拠として向上するのかお聞かせください。同様に、一般税収納率も向上する数値になっているのは、どのような施策をする予定を根拠としているのかお聞かせください。

一部納税者の理解を得られないまま毎年のように滞納繰り越しが行われ、結果的には完納者との負担の公正、均衡を阻害することになっているので、滞納処分については厳しい姿勢で取り組み、厳正な措置を取ることが必要かと思えます。

また、現在、当市の収納率は他市町村に比較して、どのような状態なのか教えてください。

以上、3項目について、宜しくお願ひしたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 16番菅原久和議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

まず1点目の男女共同参画について申し上げます。

ご質問の趣旨は、男女共同参画を推進していく上で事業主としての本市がどのような姿勢のもとに取り組んでいくのかということだろうと思えます。

まず、職員一人一人が意欲と行動をもって市民の財産としての人材になることが地域の可能性を引き出し、さらにはみずからの成長につながっていくものと考えます。

市では、平成18年度職員研修計画に基づいて、男女の区別なく職務の遂行に必要な知識・技術等を修得させ、その資質及び職務遂行能力の向上に努めているところであります。

現在、部長・課長の職への女性職員への登用はありませんが、今まで積み上げられてきた力量を管理的な立場から十分発揮し、管理職としての役割を担える女性職員が育成されるものと存じております。

また、ご質問のとおり、現在まで男性の育児休業の取得はありませんが、制度としてはその権利を保障しております。本市では、職員が父親・母親としてすこやかな子育てができるよう、職場をあげて支援していくことを目的に「潟上市特定事業主行動計画」を策定し、この6月1日からスタートしております。

行政ニーズの多様化、高度化により大変厳しい状況下ではありますが、健全な子供の育成を図られるよう職場環境づくりに努めてまいりたいと思います。

なお、菅原議員ご指摘のように、ハートフルプランが絵に描いた餅にならないよう、職員ともども努力してまいりたいと思っています。

2点めの子育て支援についてお答え致します。

近年、核家族の進行、出生率の低下に伴い、子育てに対する身体的・心理的不安が増大している今日、育児不安の解消、育児力の向上など、地域における子育て家庭に対する基盤形成が課題となっております。保護者の就労形態の多様化や長時間の通勤等に伴い、保育時間の延長等に対する需要に対応するサービスも不可欠と思います。

延長保育については、毎年、保育園の入園申込時に希望保育時間を確認し、要望に即した保育を実施しております。現在、朝7時30分から夜6時30分の11時間の開園の中で調整が可能な状況で運営しておりますが、今後、需要が見込まれることから実施に向け検討してまいりたいと思います。

また、病後児保育については、多様なサービスが求められることから、目標数値として掲げ、社会福祉法人等への委託も考えられますので、連携を取りながら実施に向けて検討していかねばならないものと思っております。

仕事と家庭の両立を支援するファミリーサポートセンターの設置の件につきましても、現在、サポーター育成のための子育てサポーター養成講座を実施し、市として、より充実した子育てサービスに向けて計画中であります。

また、子育て支援センターを設置し、子育て家庭等に対する育児不安についての相談、情報提供、指導も視野に入れております。

以上の点を踏まえ、連携体制を密にし取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。



3番めの租税の収納率向上について、ご答弁を致します。

平成16年度の国民健康保険税の収納率は、総合発展計画の記載にありますように87.79%、一般税は97.17%となっております。このたび集計しました平成17年度の現年度分の収納率は、国民健康保険税は87.92%、前年度に比較し0.13%増加しております。一般税は97.21%で、前年度に比較し0.04%と、いずれもわずかではありますが収納率は増加しております。

滞納繰越分についても国民健康保険税は3.27%の収納率の増加、一般税も2.86%増加しております。

今後の施策としては、1、現年度分の徴収に重点を置き、滞納繰り越しされる額をできるだけ減らしていきたいと思っています。

2番めとしては、個別訪問による納付指導を強化し、分納誓約書を取り交わします。平成17年度は319件の分納誓約書を新たに取り交わしております。国民健康保険税の未納者に対しては資格証明書を発行し、短期被保険者証に切り替える時点で分納誓約書を取り交わしております。平成17年度末で107件の資格証明書を発行しております。

3番目として、国庫補助の国民健康保険収納率向上特別対策事業を活用し、収納率向上に努めていきます。

4つめとしては、納税折衝にまったく応じない滞納者及び納付約束を守らない滞納者への財産調査と差し押さえ処分を強化しています。平成17年度において40件を差し押さえをし、そのうち3件が完納したので、差し押さえ登記を解除しております。現在は17年度末累計で154件を差し押さえしております。また、平成18年からは不動産公売について調査し、実施に向けた体制を整える予定であります。

このように滞納処分については、今まで以上に厳しい姿勢で取り組み、厳正措置をとるつもりであります。今後もこのような施策を取り続けていって、さらに収納率を増加させて目標数値をクリアできるように努力する所存であります。

次に、平成17年度における潟上市の収納率の他町村との比較でございますが、国民健康保険税は全県の平均が92.2%となっており、42市町村中最下位でした。一般税の平均は97.95%となっており、42市町村中37位でした。平成17年度については、7月上旬に県より速報が入る予定であります。

いずれに致しましても今後とも収納率の向上に向けて、なお一層努力してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 16番、再質問ありますか。16番。

○16番（菅原久和） 今、市長さんの方からご答弁いただきました。

1番めの男女共同参画についてでありますけれども、平成17年度における管理職に占める女性の割合、課長級以上の管理職員のことをいいますけれども、県の方では3%、うち一般行政職で3.6%、市町村では5.5%、一般行政職におきましては4.4%、しかしながら潟上市においては、いずれもゼロということで全然いないということになっております。それで、22年度の期待値として8.6%というふうに掲げております。先ほどお話ありましたように、教育等をしてそのような形に進めていくということだと思いますけれども、管理職となるべきやっぱり教育なり、あるいは私先ほど男性の育児休業取得率の上昇をという形でお話しましたけれども、それが逆をとればですね、女性の、働く女性の環境改善につながるわけです。そういうふうな一つの今のおかれている育児のその分担が大事だと思うし、この部分を進めていかないと、なかなか女性が男性と対等な仕事ができる環境にないと私は思うのですけれども、そこら辺を解消していくことが大きな問題でないかなと思いますし、市が率先して数値を出してですね、それで自治体として企業の先鞭を取っていくことが大事でないかなというふうに、やっぱり実際のその数字が出てこないと難しいのではないのかなと私は思います。そのことについて、お答えをお願いしたいと思います。

また、2項目めの子育て支援についてのいろんなその延長保育、それから病後児保育については検討していくというような話でございました。

また、ファミリーサポートセンターの設置についても積極的に取り組んでいくというふうな話でありますけれども、新聞の記事の一部なんですけれども、2006年版の国民生活白書の中にですね、日本の総人口は2005年から減少に転じており、このままでは深刻な労働力不足に直面する。働く意欲を持ちながら仕事に就けないでいる人を再び労働力として取り組むことはきわめて重要なことであると。経済的な基盤に不安があると子供を産み、育てることにためらいがちになる。結婚や出産を控えた若い世代の再就職を支援することは、少子化に歯止めをかける施策の一つであるというふうな記事が載っております。子育てと仕事の両立支援、育児不安の解消のため、多様な保育サービスの拡充を早急に取り組んでいただきたい、ひとつこれを要望、何とかお願いしたいと思います。

3番めの納税の収納率についてであります。

ただいまほかの市町村との比較をした場合、一般税の方では47団体、市町村中37位と。決していい数字ではないと思います。

それで、秋田市の数字、私ちょっと調べまして、いつか新聞に特別滞納整理室というような記事が載っておりましたので、ちょっと私調べました。その中ですけれども、秋田市は一般税収納率が97.9%、滞納繰越分の収納率が16.2%と。あれだけ大きい市でありながら、我が潟上市から見ると大分数値の高い位置にいるのではないかなと思っております。それで、その秋田市の滞納に対しての取り組みというか、いずれ財源確保のため市税の確実な収納がこれまで以上に重要となることから、収納体制の強化を図るために特別滞納整理室を設けたと。これによって高額長期滞納者や困難事例については、これまで以上に組織力を十分に活用できる体制が整い、より徹底した財産調査や捜査が可能になりましたと。具体的な取り組み内容としては、租税債券を早期に確保するため、これまでは不動産や電話加入権を中心に差し押さえをしていたものを、今後は最も滞納額に充当しやすい預貯金、給与、賃金などの債券から優先的に差し押さえをしていくと。また、既に差し押さえをしている不動産については、抵当権の現在債券額の再調査を行い、公売も視野に入れた厳正な滞納処分を実施し、滞納繰越額の圧縮に努めていくというような取り組みをしております。現在おかれている私たち潟上市において、市長として今後、財産を差し押さえるなどの強制徴収を行っていくのか、ここら辺のことをひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 再質問の1点めの女性管理職の登用についてでございますが、まず環境教育については積極的に進めていくということは答弁を申し上げました。女性の管理職は、現在、潟上市はいないわけですが、これ一挙には管理職にするといったって段階があります。職員の年齢構成、経験、どういうものを踏まえてまず管理職にふさわしいというような女性職員がおれば、直ちに登用するにはやぶさかではないと、こう考えています。

それから2つめの、いわゆる子育てに関してでございますが、今、合併になってから幼保一体ということを今一生懸命積極的に進めていますので、その幼保一体という絡みから今後とも十分、その充実に向けた施策を打ち出していけるであろうと、こう思っています。

それから、収納率のことをございますが、秋田市の例を取って、いわゆる預貯金等についてこれから潟上市でどう取り組むかということですが、今現在、預貯金等の差し押さえ等も視野には入れて、事務局段階では検討中であります。これから収納が一番大事なのは、皆さんも、16番さんもおわかりのとおり、三位一体改革によって税源移譲がなされました。所得税から個人税と。収納率が悪くなると、それに配分して税源移譲も少なくなるということをございますので、それらも含めて貴重な財源とするために、この収納率については、秋田市のよい例はよい例として、そのようなことを視野に入れながら今後とも、いわゆるご指摘の、質問の、その預貯金についてのこれからやるかということについては、十分検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（藤原幸作） 16番。

○16番（菅原久和） 1番めの項目と2番めの項目については、いずれ努力して、ひとつ何とかまず具体的な数字なり出てこない、なかなか一般企業においては見えてこないものがあるのではないかなと思いますので、ひとつ努力をひとつ宜しくお願ひしたいと思ひます。

それから、3番めの収納率のことをございますけれども、収納率が1%上がれば潟上市におきましては大体約2,000万円くらいの収入が増えると思ひます。また、国保におきましては約800万円というような、金額的に大きな数字でありますので、ひとつこの収納率を上げることをひとつ何とかお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

答弁はありませぬ。

○議長（藤原幸作） これをもって、16番菅原久和議員の質問を終わります。

15番伊藤栄悦議員の発言を許します。15番。

○15番（伊藤栄悦） どうもおはようございます。15番の伊藤栄悦です。私は大項目2つの小項目5つについて質問致します。明解なご答弁をお願ひ致します。

潟上市が誕生してから1年と約2カ月が経過致しました。地方分権の推進、国の三位一体改革が断行され、厳しい自治体運営を強られる中であって、新市建設計画に掲げられた3万6,000市民の夢実現のため全力を傾注して取り組んでおられる市長はじめ行政当局に対し、敬意を表します。

さて、平成18年3月に潟上市行政改革大綱を発表。6月議会に総合発計画基本構想が

提案され、同時に参考資料として基本計画案、実施計画案が示されております。

潟上市発展の将来基盤を築くための出発点となる重要な構想・計画であり、その内容がどのように推進され、具現化されていくか、これが重要であります。

1 つめでありますけれども、市民に開かれた市政の実現についてであります。地域の諸問題については地域住民が自から決定し、自から責任を負うとする地方分権においては、市民参画による行政との協働による政策立案がなされることが求められております。

小項目のアでございますけれども、市民による市民のための市政実現の前提条件は、すべての市民に行政情報が開示され、正しい批判・判断ができる環境が整っていることが重要であります。現在、行政側から市民の市政参画へのアクションとして、各種委員会、審議会、あるいは市長面接日を設けるなど積極的に取り組んでおり評価するものであります。運用のいかんによっては形骸化の懸念もございます。合併後10年という限られた時間の中で自主・自立の健全な自治体を築くためには、財政情報など行政情報開示により、住民自治に対する意識改革を伴った多くの市民の声を市政に反映させる手法が重要であります。地方分権時代における市民の参政への意識改革、行政との協働による政策形成など、市民による市民のための市政実現のために、この際、無作為抽出による市民委員会、仮称でありますけれども、これを設置する考えはございますか、お伺い致します。

小項目の2番のイでありますけれども、次に、全市民が権利として行政情報のアクセスを担保されているのが情報公開条例であります。市民に開かれた市政実現のためには、その内容が重要となります。本市情報公開条例には、開示請求権の重要な根拠づけとなる知る権利、説明責任、地方自治の本旨、時代の変化に対応した事項、例えば電磁記録、電磁テープ、光ディスクなど、公開してはならない市政情報の除外規定での公務員情報規定、開示請求権者の潟上市内限定、合併前情報公開除外等々、真に市民に開かれた市政実現にとって重要と思われる事項が条文化されていないように思われます。内容を検討し、改正する考えはありますか。

余談となりますが、合併前、旧飯田川町情報公開条例には、地方自治本旨以外のこれらすべてが条文化されていたことを申し添えておきます。

行政改革大綱では、個人情報保護条例を見直すとありますが、公開と保護は相反的關係にありますから、見直し、改正は、整合性・先見性を持って同時に行われるべきもの

と考えます。考えをお伺い致します。

また、平成19年情報公開コーナーを、個人情報保護条例は21年度見直し実施とありますが、市民参画による政策形成の重要な時期にある現在、早急に実施すべきと考えます。考えをお伺い致します。

大項目の2番であります。健全財政の確立についてであります。

合併市民の夢を掲げた新市建設計画には、合併後10年間の財政計画、財政シミュレーションが示されております。前期5か年の財政指標の平均値は、経常収支比率94.2%、公債費比率15.4%、財政力指数0.295、普通会計予算に占める自主財源率約30%、国の交付税交付金比率約40%以上を含む依存財源率が約70%となっており、厳しい財政運営が求められております。

国が新交付税改革や自治体倒産法制を模索するなど、予測不透明な状況にあって、いかに自主・自立の健全な自治体を実現するか、行政・市民の創意工夫、力量が問われております。

健全財政の確立には総合的な見地からの取り組みが必要ですが、ここでは主に事務事業、特に公共事業について質問致します。

小項目のアでございますけれども、新市建設計画には合併特例債123億6,800万円を含む190億円の普通建設事業ならびにその財源内訳が示されております。財政計画とこれらの事業をベースに総合発展計画基本計画案、実施計画案が策定されたものと思います。新市建設計画における事業は、旧3町の計画を網羅した大枠を示したものであり、新市の総合的な発展を図る見地から、全事業の必要性・効率性・有効性・優先性などについて事業評価する必要があると考えます。

行政改革大綱には総合発展計画と連動し、内部評価にとどまらず外部評価を含めた行政評価システムを平成20年度に構築・実施するとありますが、少々スピードが遅すぎるように思います。まずは市民、行政、学識者による事業、これは事前・事中・事後でありますけれども、その評価検討委員会を立ち上げ、事業評価し、優先順位を確定、実施し、事後評価を経てスクラップアンドビルド、あるいは年度ごとのローリングに反映させたらどうかと、こう思います。設置する考えがございますか、お伺い致します。

小項目のイでありますけれども、普通会計における経常収支比率は95%前後であり、財政の弾力性が低いため普通会計に占める普通建設事業費は、きわめて低額に推移しており、市民にとって必要なインフラの整備にも影響がおよびます。金融緩和政策による

金利上昇傾向にある現今、多額な地方債の発行は財政圧迫の要因となります。市民参画による行政との協働、市民の意識変革、財政改革などを意識した市民公募債の発行を検討する考えはありますか、お伺いします。

なお、発行する場合は、国の金利政策の動向を見極め、機動的に実施される必要があることを申し添えておきます。

最後のウでありますけれども、事業の契約についてであります。入札締結方法によって予定価格に対する入札率に大きな差が生じていると言われております。行政改革大綱では、公共工事等の入札および契約の透明性、公平性を確保するため、入札制度・契約制度を見直します。公共工事等コスト削減に取り組みます、とあります。契約締結方法の原則は一般競争入札であります。他に指名競争入札、随意契約、せり売りがあります。本市においてどのような契約締結方法が取られているか、また、契約締結方法それぞれの予定価格に対する入札率、これは平均も含めてでございますけれども、最低・最高の具体的な数値、本市における入札制度の問題点と今後の見直しの考え方についてお伺い致します。

以上、宜しくお願ひ致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 15番伊藤栄悦議員の一般質問に答弁を致します。

まず最初に、市民に開かれた市政の実現について、潟上市総合発展計画基本構想案に掲げるまちづくりの基本理念は、市民による市民のためのまちづくりとしております。市民一人一人の生き方尊重しつつ市民および団体等と行政が協働・連携を深めながら、恵まれた自然環境と魅力的な都市環境を創造するとともに、このまちに住んで安らぎの感じられるまちづくりを目指すものであります。

質問の趣旨は、市民による市民のための市政実現の一つとして、無作為抽出による市民委員会等を設置する考えがあるかとのことではあります。本市には各種団体、識見者等39名の委員からなる潟上市総合発展計画検討委員会が設置されております。潟上市としてはじめてのまちづくり計画を策定したのですが、本検討委員会には、今後、総合発展計画の進捗管理や施策事業の評価等も含めて、まちづくり全般について意見・提言を請う機関にしていきたいと考えております。

また、自治会等からも地域課題を含めた各般にわたる意見要望が寄せられるなど、地域協働のまちづくり気運が醸成されつつあります。

現段階にあつては、これらの各種委員会や審議会、自治会長会議等の意見・提言等を踏まえながら、伊藤議員の提案の新たな市民委員会の設置ということについては、鋭意弾力的に対応してまいりたいと考えております。

2つめのイ、情報公開条例についてでございますが、まず、開示請求権の重要な根拠づけとなる知る権利、説明責任、地方自治の本旨等々重要と思われる事項が条文化されていないので検討し、改正する考えはないかとのご質問であります。知る権利、説明責任、地方自治の本旨については第1条の本条例の目的の条文中に包含しているものととらえております。

また、時代の変化に対応した事項については、施行規則第2条第1項で規定しております。

合併前情報公開除外については、条例附則第4項で実施機関は継承公文書の公開の申し出があつたときは、これに応ずるよう努めるものとするとしており、任意的公開の努力規定となっておりますが、合併前の公開請求があつた場合は、潟上市公文書と同様の取り扱いとすることとしており、市民に不利益のないように対応していきたいと存じています。

次に、公開してはならない市政情報の除外規定での公務員情報規定については、条例第6条第1項第1号に、個人に関する情報のうち、公務員情報について開示可能なものを定めておりませんので、今後検討させていただきたいと存じます。

また、開示請求権者の市内限定規定についても、その範囲について検討させていただきたいと存じます。

個人情報保護条例については、おっしゃるとおり表裏一体をなすものにとらえており、見直しにあたっては十分整合性を図っていきたいと考えております。

情報公開コーナーにつきましても、できるだけ早めの実施したいと思っております。

2番めの健全財政の確立について答弁を致します。

行政評価は行政コストの削減、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立、行政改革を推進するための新たな手法として、県内自治体でも取り組みが見られるようになってきました。

しかし、その評価の方法などに一定のルールがないことから、評価体制の整備や職員の意識改革、研修等が必要なこと、またその評価も画一ではなく、実施する自治体の個々の事情によって結果がまちまちであり、それが即事業の削減や優先順位とはならな



いこと、事務が煩雑であることなどが行政評価導入の課題となっております。

これらも鑑みながら、どのような評価システムが本市にとって有効かつ効率的であるか、18年度中に現状分析と課題を抽出しながら行政評価制度の概要設計等を構築し、19年度施行、20年度実施に向けて研究調査を進めていきたいと考えております。

次に、市民公募債の発行を検討する考えについてのご質問にお答え致します。

市民公募債は、市民が市債を購入することにより市政の参加、協働のまちづくりへの意識改革など市民の行政参加意識の高揚を図る有効な手段であり、全国の自治体で年々発行が増えてきており、平成18年度地方債計画では、対前年度実績比で155億円増の3,600億円を住民公募資金として計上しております。ただ、伊藤議員ご指摘のとおり、最近の金融政策の転換により金利の上昇が公募債発行の試練にもなります。

発行方法としては、秋田県内の市町村が単独または県と市町村の共同で発行する例などがありますが、現在まで県内市町村での発行はありません。

なお、秋田県関係の発行実績としては、平成15・16年に秋田県、青森県、岩手県の3県共同による北東北みらい債があります。

私が市長就任後、市民公募債について職員に指示し、現在研究させておりますが、規模の小さな市町村では発行額が小さくなることから、発行コストが割高となる可能性があります。また、引受金融機関も初期投資がかさむため、コストを中・長期的に平準化するためには、毎年一定額以上の規模の発行が重要となり、規模の小さな市町村が毎年一定額以上の事業量を確保することは大変難しい状況にあります。今後、地方分権が進み、自己責任による資金調達の実現も増してくることが予測するため、本市の財政事情等を勘案し対応してまいりたいと考えております。

次に、公共事業の契約についてお答え致します。

ご指摘のとおり契約締結方法につきましては、一般競争入札が原則であります。最近では公共事業投資減少に対し、競争に加わるものの数が多数なことから過剰供給構造を引き起こし、著しく低額な落札や工事そのものの品質低下を招く要因につながる場合も見受けられます。

それらを踏まえ現在、本市では技術・品質を含めた適正な工事の施行を図る観点から、地方自治法施行令ならびに潟上市契約規則に基づき指名競争入札で実施しております。

また、平成17年度および平成18年6月1日現在における工事の最低・最高落札率につきましては、平成17年度最低落札率72.6%であります。ちなみに設計額に対しましては

70.5%となっております。平成17年度最高落札率100%であります。ちなみに設計額に対しましては95.3%となっております。平成18年度最低落札率43.8%であります。ちなみに設計額に対しましては42.4%となっております。平成18年度の最高落札率は98.7%であります。設計額に対しましては95.7%となっております。

最後に、本市における入札制度の問題点と今後の見直しについての考え方がありますが、私は入札執行者として、これまでも国の公共工事の入札および契約の適正化法に関する法律を踏まえ、入札執行前の指定業者の非公表、設計図書閲覧方式の廃止、予定価格250万円以上の工事及び修繕物件の事前公表および600万円以上の工事における積算明細書内訳書の提出の義務化等改善してまいりました。これからも透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を大きな柱として本市の入札制度を確立してまいりたいと考えています。

今後の見直しにつきましては、現在、国・県では競争性の確保、建設コストの縮減、事務の効率化等の観点から電子入札制度を採用し、一部実施されている状況であります。

県の電子入札アクションプログラムにおいては、平成22年度までに全市町村に普及、導入を図り、県全体における新たな公共事業執行体制を確立していく方針であります。

本市においても技術職員の育成および電子機器等の調査・研究を重点課題として、運用までの体制整備の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 15番、再質問ありますか。15番。

○15番（伊藤栄悦） 再質問致します。

まず最初にですけれども、質問の1番の、いわゆる無作為抽出による、いわば市民による委員会ということですが、先ほどの答弁は、いってみれば行政側からのアクションとして審議会、あるいは委員会、こういうふうなことで対応していきたいと、こういうことのように私は思いましたけれども、いやそうじゃなくて、私が今言っているのは、秋田市がなぜ審議会とか委員会がありながら、ああいうふうな100人を無作為抽出でやったかと。これは、やはり多種多様な意見、これをまず取り入れると、こういうことだと思います。それから、審議会・委員会というのは、これは回数、例えば開かれる回数、それから人間、いわゆる任命する人ですね、これが固定化されるようなこともあるやに伺っておりますので、こういうふうなことでは、やっぱり広く開かれた市民に広くですねそういうふうなことが意見を聞くことがなかなか難しいんじゃないかと。そ

ここでこういうふうな、いってみれば3万6,000市民の中から、私は50人ぐらいでも結構だと。そして、今いわゆる構想を作った39人がいるわけですけれども、それから行革の15人ですか、こういうふうなものも含めてですね、やっぱり広く意見を伺うような、そういうシステムを作った方が開かれた市政にとっていいのではないかと、こういう考え方です。まず一つ。

それから2番めですけれども、これは情報公開条例でありますけれども、この情報公開条例は先ほど一般質問の中にも述べましたけれども、私たちが旧飯田川で情報公開条例を作りました。今ここにおられる企画部長さんも中心になって作られたわけですけれども、その中には相当に高度なその内容、いわゆる自治の本旨以外はまず全部入ってございます。そういうふうなことからすると、私はやはりこれは裁判という、最終的には裁判になるわけですから、たしかに知る権利はこれは認知されておられません。プライバシーの権利は、これは認知されております。しかしながら、もう全体の全国の中でも、ほとんどのこの自治体、これがもう制定内容に入っています。それから、私ずっとこれ見てみますと、まず知る権利についてはそういうことだし、説明する責任も全体、全国で70%で、しかもこれは自治体においてはもっと進んでいます、実際は。こういうことがありますので、それから開示請求者ということろについてですけれども、これは検討するということですが、これは何人もということが抜けているわけなんです。何人もということは、すべてということの人ですから、これは潟上市のいわば市民に限るということであれば、例えば環境なんかの場合は、これは山から水が流れてきたり、川上から流れてきたりすると、これは1つの自治体では対応できなくなります、ヨーロッパも同じで。そういうふうなことからすると、やはり何人というかね、やはり市民にというふうな、そういう規制はない方がいいのではないかと、こういうふうに思います。そういうことで、私はここに述べているわけです。

それから公務員規定は、これは検討課題だと、こういうふうに言いましたけれども、合併前の情報公開条例の除外ということもありますけれども、これは新聞紙上、魁で出ました。これはですね、合併前情報の開示除外ということでありまして、潟上市は1年2カ月の情報でございます。それから、やはり合併したとはいいいながらこれは継続、行政の継続性というのがちゃんとありますから、それにのっかって今の財政状況もみんなあるわけですから、やはり合併前町村の旧町村のこの開示というものはなきやいけないと、こういうふうに思います。そういうことも勘案してですね、今後検討していただき

たいというのが私の主張です。

それから、最近は個人情報保護法というこの保護法がありまして、これとの整合性を取る必要があります。その意味でも、これはやはり改善しなきゃいけないと。最近の新聞では、悪質な、いわゆる保護というかそういうのもいわれておりますので、そのところの整合性、これをもって何とか市民に開かれた市政の実現ということで、最終的ないわばその段階の情報公開条例についてもきちっとやってほしいと、こういうことです。

それから、健全な財政についてでありますけれども、公募債は、これは理解できます。金融情勢とか規模が小さいということで、ここあたりは機動的に考えていただきたいと、こういうふうに思います。

それから入札制度でございますけれども、先ほど市長の方から一般競争入札というふうになると過剰な入札者がいるということでありましたけれども、これは総合評価方式というのがありますので、そういうことでも仮に私なんかは一般競争入札を掲げながら、いわば指名競争させると。例えば20社とか、そういうふうなことをやりながら、なおかつ総合評価制度を取り入れて、そしてその中で、そういう悪質なというんですか、そういう業者、これを選びすぐっていくと、こういうのも一つの手法じゃないかなと、こういうふうに考えてございます。

私は事例としてですね、入札制度改革前と、それから入札改革をやった後からのこの事例があったんです。これは県の段階ですけれども、宮城県においては入札改革前においては入札、いわゆるその予定価格に対する入札率が95%でした。そしてそれが改革後において79.5%になったと。ですから、15.5%が減額されたと、これが財政の効果になってくるわけですけれども。それから長野県のあの地図のこれですけれども、96.4%が75.5%に変わったと、こういうふうな事例がございまして、この場合は20.9%というのが減額されたと。こういうことで、いろいろこの入札制度というのは大変難しいんです、これは、はっきりわかります。だけれども、やはり財政の、限られた財政の中で何とかその財政の効率化っていうんですか、それをやっていくためには、どうしてもこういうところ、あるいは全般のむだな制度化をなくしていくとかいろいろあると思います。入札制度においても十分に検討しながらやっていただきたいと、こういうふうに思います。なかなか事業評価というのでもシステムを作るのは大変です。ですから私は、事業評価システムを作るためには行政は時間がかかると思います、たしかに。だけれども、やはりこの潟上市のいわゆるその計画が立てられた、建設計画の中で立てられたものが

190億円の事業があるんです。それをやはり、そういうのを待つてではなくて、しかも開かれた市政を実現するためには、やはり第三者を含めた行政といわゆる市民と学識者、この三者によってきちっと評価をする。そして事業を立ち上げて、いってみればむだな事業は除外していくと。いわゆる総合的な発展ということでやっていただければありがたいと、こういうふうに思っております。私は5か年が勝負だと思っておりますので、市長が在任のときでありますから、しっかりと対応していただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 伊藤議員の再質問にお答えします。

まず第1点のその無作為の委員会、いわゆる私は100人委員会とか1,000人委員会というようなものだと、こう認識しておりますが、行政主導、先ほど答弁しましたいわゆる39人というのは、行政主導でなくて汗をかいてその基本構想、発展計画を策定いただいた検討委員会の39人は、メンバーを言いますと議会議員も入っていますが、あらゆる各種団体長さん、あるいは婦人会の会長さん、自治会長さん、その方々も入っております。当面という言葉が当たるか当たらないかはわかりませんが、39人から私の考えは発展計画、基本構想が書いたとおりにやっていくのかいないかという評価、これは汗を流した人が一番わかるわけですから、それらをやってもらいたいと。そして追跡調査の意味も含めて、当面はまずその検討委員会の方々から潟上市の発展計画等々のものを出していただきたいと、こういう思いであります。伊藤議員の、いわゆる100人委員会、1,000人委員会というのも、当然この後も視野に入れながら考えていきたいと、こういう考えです。

それから、情報公開制度については知る権利、説明責任、地方自治の本旨というものは包含されていると。第1条の本条例に包含されていると。まあこれ弱いんですね、はっきり言って。答弁も。私自身も弱いと思います。包含されているというのは解釈の仕方であって、この点についてはもう少ししっかりと精査していきたいと。

それと、何人も、市民も、それも当然視野に入れながら精査していきたいと。

それから、整合性については個人情報のあるもありますので、それらも全部包含して精査しながら、いい情報公開制度を作っていくと、こう思っています。

それから、財政の入札制度については、先ほど一般競争入札は、これは基本でありま

すが、先ほどの答弁の中に言いませんでしたが、これやるとですね、職員の事務量というのは莫大なものになるそうです。それがためにやらないというわけではないですけども、それらを踏まえながら、それらを全部こなすだけの資格の持った勉強した職員もあまりおらないわけですから、したがって先ほど答弁しましたが、県のいわゆる指針といますかそれらに対応しながら今後、原点は伊藤議員がおっしゃるとおりむだ遣いの、税金をむだ遣いしないというのが原点でございますので、そういうような観点からこの入札制度についても十分検討を加えながらやっていきたいと、こう思っていますので宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 15番、再々質問ありますか。

○15番（伊藤栄悦） 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これをもって、15番伊藤栄悦議員の質問を終わります。

（「動議」の声あり）

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） 休憩の動議をお願い致します。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。20分から再開致します。

午前11時11分 休憩

.....  
午前11時20分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

9番佐藤義久議員の発言を許します。9番。

○9番（佐藤義久） 9番佐藤義久であります。

県内藤里町で起こった痛ましい男児殺害事件は、年若い年世代の子供を持っていたごく近い友だちだった子供の母親でありました。誰を信じてよいのか子供たちには不安な世の中であり、異常であります。私たちは何をすべきか、何ができるか、思案のすべもありません。何はともあれ米山豪憲君のご冥福をお祈り申し上げるものであります。

さて、このたびの一般質問は、機会をいただきまして議会の皆様に感謝申し上げます。通告順に従い質問致しますので、石川市長には明確なるご答弁をお願いするものであります。

はじめに、総合発展計画の基本構想案についてであります。

先般、全員協議会において総合発展計画の基本構想案が提示され、ご説明を受け、意

見を述べさせていただきましたが、第1章の計画策定にあたっての第1節でその趣旨が語られております。中段に、まちづくりを進めるためには、これまでの大型公共施設等のハードから市民の潜在能力をまちづくりに活かしていくソフトへと移行し、地域の魅力を引き出し、独自の価値観を大事に守り育てていく必要がある、市民のニーズを的確にとらえ安定な行政運営を行っていくと10年間で方向づけております。そして、潟上の主要な課題として市民の融和を強調し、交流の機会を拡充、心の合併を提唱しており、石川市長はいろいろな会議の中で、ご挨拶では必ずと申すほど心の合併を唱え、市民の目線で行政運営を行うと申しておりますので、教育や人材育成、人格形成に傾注するものと受け止めました。逼迫する財政で効率よく将来を見据えての4番打者にスクイズをさせる監督かと思えさせられました。

協議会で申し上げましたとおり、課題の7番めにある人づくりと多彩な人材育成では、まちづくりや人づくり、次代を担う子供たちが能力を培う環境づくりは重要課題としておりますし、また、個性を第一に質の高い教育が推進、開かれた学校が必要としておりますので、誠に時宜を得た構想であり、基本計画、実施計画に夢が持てます。

しかしながら、どう考えても基本構想の7項目は必要不可欠、一言一句重要であります。かといって7項目が均衡には推進できるものではないと考えます。

そこで石川市長が市長のシナリオで胸の内にある重要課題を順序に若い番号を振ってこそ、職員や市民の意思が伝えられるものであります。この点について、優先順位と意気込みを第1件にお伺い致します。

次に、青少年問題協議会の開催と青少年育成潟上市民会議の活動についてであります。市職員は与えられた部署で最大限の英知を結集し、創出し、的確に対処しているのを見ています。ただ、これからの市民の人材の育成・活用については、万般にわたって地域の中心に公民館があると私は考えています。公民館活動のサポートをどのように考え、市民の負託にこたえるかであります。

一例を挙げるならば、青少年育成潟上市民会議などは、自治会やPTA、壮年集団、各種の団体等々を統括している組織となっているものの、各団体のご理解とご協力で推進できるものであり、子供たちに必要な活動の依頼や連絡調整の役目を持って活動できるものであります。議員各位のご賛同とご理解をいただきたく、あえて申し上げます。

具体的に申し上げますと、大久保駅を主とした高校生の清掃奉仕には昭創会が呼応して庭園等と駐車場付近の雑草除草作業を、近年は事業化致して行っており、今年も7月

5日に計画されたようであります。また、38名の女性ボランティア団体は、4月当初に大久保・豊川小学校が輪番で設置している花プランターに、これもまたローテーションで大久保駅見守りを兼ねた水掛けと駅前公園の手作業でなければできないところの草取りを八郎まつりの前には毎年実施しております。さらに、商工会女性部は4月にはパンジーを植栽して、6月24日にはプランターにベゴニアを植え替えて美化に一役買うことになっております。また、今年は断続的に参加していた羽城中学校の生徒に積極的に呼びかける計画を昭和支部では持っているようであります。

このような事業展開は市全体に拡大すべきものと考えますし、男鹿線の幾つかの駅、出戸、二田、天王など、いろいろな団体が環境美化に頑張っているようでありますから、情報交換などにも公民館内に事務局員がおって連絡ができれば最適なところと思います。そこに社会教育関係や諸団体の事務局を置くことにより、一層の連携で青少年のはぐくみやそれぞれの組織の活性化になるものと考えてご提言し、設置をお願いしたいところであります。青少年育成潟上市民会議は、このたび市長から名誉会長へのご就任をお願いし、ご快諾をいただきましたが、活動の拠点に核たる事務局が必要と痛切に感じております。今のところは教育委員会生涯学習課で所管していただいておりますが、昭和支部では会費の徴収もあり、各団体の連絡調整には必要不可欠と考えて、会計事務担当を月額5,000円で一個人にお願いしております。同時に交通安全協会昭和支部も会費の納入先として、ごく少額で事務をお願いすると聞いております。観光協会などもたがわず組織の活性化を図るには、重複しますが専従する事務担当を公民館に臨時職員、または市職員の出向、もしくは派遣職員を3公民館に配置してもらってこそ市民会議は確実にその当該地区をテリトリーとした広報・啓蒙・啓発のきめ細かい運動展開が可能になることでもあります。

このたびの藤里町に端を発した事件には、直ちに市民会議として反応し、登下校の安全・安心は即行動に移すべき事件・犯罪であったと認識しております。青少年育成市民会議として、組織の未成熟さから手も足も出ず、チラシを配布することや広報車で巡回などの、すぐ行動して役に立つ役割はできませんでした。市民会議は合併後3支部がこの6月中に18年度の総会を経て、ようやく歩き始めるところにきております。組織が発展していくことにより、将来は中学校区での活動が理想であり、小学校区での問題点をも集約してこそ高校生を巻き込んだ健全な青少年のはぐくみが推進できるものと考えております。



そこで確認のためにお伺い致します。潟上市における青少年問題協議会は会議を開催しておりますか。開催されたことを前提にしてであります。どのようなご意見がありましたか、お聞かせ願いたいのであります。

また、青少年育成市民会議を市長としてはどのように受け止めておられるか、単に外郭団体として扱われては困るわけで、青少年育成団体としてどう位置づけておられるか、ご所信をお伺い致しますのであります。

ご案内のように市長が会長である青少年問題協議会での委員の提案・提言を受けて、実践活動を民間で行うように作られたのが青少年育成市民会議であり、独自に市町村での活動や事業展開をしているわけではありますが、場合によって対応については県民会議、国民会議との連携のもとに事業に取り組みもできるようになっています。今のところ資金不足もあり、活動の停滞に深く反省しているものの、行政の予算化、事務的措置は不可欠であることもご理解を賜りたいと思います。さしでがましく申し上げましたが、お答えをいただきます。

さらにもう1点お伺い致します。

路線バスや福祉バスを切り替えて学校の送迎バスにしては、についてであります。藤里町の事件以来、学校関係の児童の送迎の必要性から、学校では授業を短縮したり大変な時期であります。路線バスの現状は把握しておられるでしょうから、早急に路線バスや福祉バスを送迎バスに切り替えることは考えられませんでしたか。学校を主として病院、アグリ、くらら、市役所、主要買物店などや集落を回遊する中学校を中心とした数本の路線を計画されてはいかがなものでしょうか。市長のご所見をお伺い致します。

最後になりますが、人事交流をして市政の確立をしては、についてであります。

助役人事につきましては、一昨日、満場一致で決定になり、鑑新助役の誕生を見ましたことにつきましては、お祝いを申し上げ、ご活躍をご祈念申し上げますのであります。

私は、今後こうした人事の中にも新市に息吹を与える都市計画に関連する事業計画、推進を図るなどに関しては、国土交通省の専門分野から出向を受け入れて、将来にわたって人事交流でパイプをつなぐ、また、行財政については県の職員を受け入れるなどの選択肢もあるのではないかと思うわけであります。この点については、どのようにご所見を持っておられるかお伺いするものであります。

以上で質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 9番佐藤義久議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問の項目第1番めの総合発展計画の基本構想案について、潟上市基本構想案には、まちづくりの課題として社会経済環境の動向の視点から環境型社会への転換や少子高齢化など6項目を掲げ、また、潟上市の主要課題としては市民の融和と地域の均衡ある発展、魅力的な都市環境の整備、地域産業の充実など7項目を掲げております。

質問の趣旨にあります人づくりと多彩な人材の育成は、潟上市の主要課題の一つとしていますが、その重要性はまさに考え方を同じくするものであります。すべては人に始まり、人に終わるとの思いを強くしております。

この人づくりと多彩な人材の育成の課題への取り組みについては、基本目標の生涯学び創造性をはぐくむ教育と文化のまちづくりの中で市民の生涯学習の推進やコミュニティ活動の活性化、青少年の健全育成のための奉仕活動、自然体験などの精力的な取り組みを強化し、体制整備に努めていきたいと考えております。

構想に掲げる潟上市の主要課題は、この人づくりと多彩な人材の育成ほか6項目としていますが、これらはいずれも潟上市の将来像、生き生き潟上の夢づくり、一人ひとりが輝く人と環境にやさしい田園都市の実現に向けて取り組みを顕著としていかなければならないものと思っています。したがって、これらの諸課題に総合的に誠意を持って取り組んでいくことが何より大事であり、これらの課題には優先順位、そしてまた軽重、軽い重い、上下もないすべての重要なものと考えておりますので、佐藤議員のご理解を賜りたいと思っております。いずれも潟上市のまちづくりに欠くことのできないものであることを、さらにご理解を賜りたいと思います。

次に、青少年健全育成市民会議の活動、青少年問題協議会の会議の開催についてお答えを致します。

まず第1点目の青少年育成潟上市民会議の活動についてであります。現在、潟上市民会議は旧3町の区域をもとに組織された3支部の活動に重点を置いて、それぞれ活動しております。18年度の潟上市民会議としての活動は、青少年の健全育成に対する啓蒙・啓発運動や3支部の連絡調整、また、市主催で開催されていた青少年健全育成大会が市民会議に移管されたことによる事業が予定されております。

いうまでもなく市民会議は、全市民、全団体をあげて青少年の健全育成を図る組織であります。ご質問にこの組織に社会教育施設である公民館に専従職員を置くことによって市民会議の推進につながるのご提言であります。限られた職員数かつ行政改革の

視点からすれば、現状では無理があると考えております。支部の活動に対して、天王支部では追分地区児童館、昭和支部と飯田川支部では各公民館職員が他団体と同様にその団体がどうしても実施困難な事務作業はサポートをしております。市民会議本部事務事業については、生涯学習課職員が事務の一部をカバーしております。今後ともその団体でやるべき事務作業と行政が協力できる事務等の取り決め、調整については、当該団体と協議して進めていきたいと考えております。

質問の2点めの青少年問題協議会の開催についてのご質問であります。17年度青少年問題協議会の幹事会は、平成17年10月25日に開催し、本市における青少年にかかわる問題を各般にわたって協議しております。

また、この協議会委員のメンバーである旧3町の団体の連合体組織の立ち上げと調整に思いのほか時間がかかり、協議会は開催できませんでした。

今年度は、県の18年度夏の青少年健全育成強調月間が7月の第3日曜日の7月16日から翌月の第3日曜日の8月20日まで実施されることに歩調を合わせ、本市では6月下旬にこの会議開催を予定しております。

次に、青少年健全育成市民会議をどのように受け止めておりますかとの質問でございますが、潟上市の将来を担う青少年の健全育成全般にかかわる組織ですので、必要度の高い団体であると認識しております。

また、単に外郭団体として扱われては困るとの質問ですが、潟上市においては各団体においてその設立目的があって、それぞれ市民の必要の上に成り立っているものと認識しております。

佐藤議員におかれましては、長年にわたって青少年の健全育成の分野でリーダーとして先頭に立ってご活躍されてきておりますので、行政がおかれている現在の立場、方向性を参酌していただき、今後とも宜しく願いを申し上げる次第でございます。

3つめの路線バスや福祉バスを切り替え学校の送迎バスにしてはという質問でございますが、早急に路線バス、マイタウンバスや福祉バスを送迎バスに切り替えることは考えられないかということでございますが、マイタウンバスは運行路線、時刻等が定められ、東北運輸局の許可行為であることから、いつでも変更はできないものと思っております。

また、福祉バスについては、昨年の利用状況を見ますと169の団体が年間620回利用しております。保育園や学校関係は103回であります。年間の利用状況を考えますと、福

社バスの切り替えは、現在の対応では無理があると思われる。

このように福祉バスは一般市民の活用が頻繁にあることなどから、毎日のバスの確保ができません。以前にも述べておりましたが、子供たちの安全・安心については、まず地域とのつながりを大事にし、地域全体で子供たちを育て、見守る意識を醸成し、地域の協力、地域の教育力の向上を図ることを第一に考えてまいりたいと存じます。

おかげさまをもちまして今年度に入り、新たに地域のボランティアの方や子供を守る会などが強化され、現在およそ850人の方々の協力を得て、学校、関係機関等々とも子供の見回りの強化についていただいているところであります。

4つめの人事交流をして市政の確立をしてはいかがですか、大変いい質問だと私は思っています。国・県職員の専門分野からの出向を受け入れ、人事交流を通じて太いつながりを持っていくという選択肢もあるのではとのご提言であります。現在、本市では秋田県から専門職員4人を派遣いただいております。福祉事務所の査察指導員、教育委員会の指導主事、社会教育主事、スポーツ主事、それぞれ1名ずつとなっております。それぞれの専門分野から本市の職務に専念いただいておりますと同時に、派遣職員の指導を受けながら本市職員も専門知識の習得など職務意識が醸成されており、感謝しているところであります。人事交流は相手のあることでもありますが、今後とも可能な限り進めてまいりたいと存じます。

なお、国・県職員の派遣受け入れと同時に本市の重要施策の推進のため、市職員の国・県への派遣等についても検討致します。特に企業誘致のための職員を派遣したいと、こう考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） 市民会議の位置づけにつきましては、ご理解ある答弁いただいたと思っておりますが、事務局体制について私ども直接担当する者として非常に苦慮しておりますので、できるだけ協議テーブルに着いていただけるように要望致したいと思っております。

バスですが、おっしゃるとおりだと思います。取り組む考えがあるのかなのか、その辺もう一言お願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 1点目の事務局体制についての協議について、テーブルに着いてほ

しいということですが、これは一向に構いません。

それから2番めのバスの件について取り組む意欲があるかということですが、これは先ほどご答弁申し上げましたけれども、運輸局とかそういう規制というものがありますので、それらを踏まえながら、十分事務局内で検討させていただきます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 9番、再々質問ありますか。

○9番（佐藤義久） 終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、9番佐藤義久議員の質問を終わります。

昼食のため、休憩致します。

午前 11時43分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開します。

8番小林 悟議員の発言を許します。8番。

○8番（小林 悟） 8番小林 悟です。初めての質問ですので、宜しくお願い申し上げます。

3つの質問項目にわたり質問致します。

1項目めであります。消防・救急体制についてであります。

一部事務組合から広域連合への移行にも入っております消防・救急体制は、天王地区が男鹿市・大潟村で構成する男鹿地区消防一部事務組合、昭和・飯田川地区が井川町・八郎潟町で構成する湖東地区行政一部事務組合の管轄下にあります。このため当市は、男鹿・湖東両地区への負担金を予算計上しております。18年度は男鹿地区消防一部事務組合に4億5,000万円強、湖東地区行政一部事務組合に2億8,000万円強、総額7億3,000万円であります。この額は、湖東地区行政一部事務組合の総予算5億8,000万円弱を大きく上回っております。当市が合併して1年を越え、また男鹿市も1年を越えました。この時期に当市、男鹿市、南秋田郡とで広域連合を押し進めていく絶好のチャンスと考えます。

広域連合とは、平成7年6月に施行されました制度であり、その特色は、1、広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応することができます。多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成することが可能です。2、権限移譲の受け皿になることができ

ます。国・県から直接事務権限の移譲を受けることができます。3、より民主的な仕組みを採用しております。市町村との同様選挙人による直接請求が認められております。

消防財源コスト低減のためには、組織改革がぜひ必要であります。2つの一部事務組合で連携強化や行政区域内の災害に対処するため、細部にわたり応援協定を結んでいるようですが、同じ市の中に2つの一部事務組合があることが既に行政の混乱を招くことになりかねないし、現場での連絡体制のそごを誘発する可能性も考えられます。総合発展計画の中にもうたわれておりますように、当市は既に周辺市町村との秋田周辺広域市町村圏協議会や男鹿半島振興対策協議会を設置しているので、積極的に広域連合への移行を検討する時期であり、計画的に提案していかなければならないのではないかと考えます。広域連合に対する市長の見解をお伺い致します。

2項目めであります。介護保険改正に伴う本市の状況と今後の対策について。

平成18年4月、介護保険の改正により、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、大きく変わり、制度上、地域密着サービス事業所の位置づけとなり、原則として、その市町村に住む人しか利用ができなくなりました。当市の現状は、6事業所90人が入居しておりますが、まずはその90人の当市の人、当市以外の人の内訳を伺いたいと思います。

ある事業所の家族の集いに参加させていただく機会を得ることがありました。その事業所では、当市以外の人が多く、その家族の不安は、現在入居されている人についてはそのまま継続できるという話ですが、では、いったん退院した場合、例えば病気、またはけがでしばらく離れたとき、そして契約日数を超えたとき再度入居できるかということです。介護保険の改正により、地域密着型サービスとなり、その市町村に住む人以外は無理ではという家族の切実な不安について、どのような支援対策を考えているのか見解をお伺い致します。

また、サービスの数やその質を確保するため、地域密着型サービスにおいては、地域単位で運営協議会の設置が定められ、地域の事業者のほか民生委員や自治会などの住民代表も参加することになっていて、地域全体でサービスのあり方を考えていくということですが、当市ではどのような指導・対応をしているのか、市長の見解をお伺い致します。

最後になりますけれども、旧天洋跡地についてでございます。

昭和地区の市民にとっては最も関心の深い旧天洋跡地の件ですが、今年度雪害のため

一部危険な建物の解体を実施したようです。しかしながら、このままですと防災・防犯の見地から非常に危険な建物、場所と言わざるを得ません。今後どのような有効的な計画を持っているのか、市当局の見解をお伺い致します。

もし、まだ具体的な案がなければ、できるだけ速やかに解体をし、商店街の発展のために無料駐車場か、またはイベント広場としての開放をすることを提案したいが、見解をお伺い致します。

以上、質問であります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 8番小林 悟議員の一般質問についてお答えを申し上げます。

まず1点めの消防・救急体制、一部事務組合から広域連合への移行について、お答えを申し上げます。

おおせのとおり広域組合については、8番小林議員の考えと認識を同じにするものであります。1つの組合加盟が望ましいと思いますが、国では現在、市町村消防の広域化を推進するため、新たに消防組織法を改正すべく今国会に上程し、可決されています。広域化の現状は、市町村合併の進展とともに消防本部はやや減少しています。しかし、まだ管轄人口10万人未満の小規模消防本部が3分の2、63%となっており、大規模災害時における初動体制の強化、予防業務の高度化、消火体制の強化等、今後の市町村の充実・強化を図っていくために市町村消防の広域化の推進について、都道府県・市町村・消防本部が議論を十分に行っていく必要があります。

消防組織法の一部を改正するスキームでは、消防庁長官の定める基本指針に基づき、都道府県の定める推進計画を作成し、その後広域化対象各市町村が広域消防運営計画を作成する流れとなっております。

県では、同法の改正を受けて19年度中に推進計画を作成予定であります。

広域化のメリットは消防力の強化による住民サービスの向上、そして消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化となりますので、県の推進計画が作成された後、関係市町村と協議・検討してまいりたいと存じます。

質問事項の2点め、介護保険改正に伴う本市の現状と今後の対策について申し上げます。

介護保険改正に伴う本市の現状と今後の対策については、はじめに認知症対応型共同生活グループ介護、グループホームの入居状況については、潟上市における事業所数は

6事業所で10ユニット定員90人となっております。入居者数は、5月末現在で89人であり、内訳としましては潟上市被保険者が28人、他市町村は秋田市が43人、男鹿市が6人、北秋田市が5人、五城目町が2人、大仙市が2人、その他3人となっております。潟上市被保険者の入居率は31.1%となっております。

次に、一度退所した場合は再度入所できるかとの質問であります。地域密着型サービスは市の保険者のみが利用可能なサービスであります。ただし、平成18年4月以前から他市町村の被保険者が入居している潟上市の事業所については、みなし指定により地域密着型サービス事業所として市が指定しており、継続して入居が可能になります。

また、他市町村のみなし指定については、当該被保険者に限り有効と規定されていますので、ご質問のように一度退所した場合は当該事業所は被保険者の住所地の市町村から新たに事業所指定を受けなければ、再度認知症対応型共同生活介護のサービスを提供することはできないこととなっております。

次に、サービスの数やその質を確保するための市の指導、対応についてであります。このたびの介護保険法の改正に伴い創設されました地域密着型サービスにつきましては、市が事業所の指定及び指導監督の権限を有することになりました。事業所の指定にあたっては、今年3月に本市の介護保険事業が抱える問題点を調査・検討して策定致しました第3期潟上市介護保険事業計画のサービス目標量を基本ととらえ、被保険者・介護サービス事業者・医療関係者等で構成する地域密着型サービス運営委員会の意見を聞きながら地域密着型サービスの適正な運営の確保に努めてまいります。

また、事業所の指導監督につきましては、随時実地指導を実施し、その結果、厚生労働省令で定める基準を満たしていない場合は業務改善勧告、業務改善命令、指定の停止及び取り消し等を行い、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化に努めてまいりたいと思っております。

3点めの旧天洋跡地でございますが、平成14年に旧昭和町が取得した同跡地につきましては、将来的な踏切問題の解消や地域活性化のための活用が主目的のようでありましたが、現時点で具体的な活用計画ができていないのが実情であります。

ご質問のように施設の老朽化も進み、今冬の豪雪で建物の一部が陥没し、付近住民にも被害をおよぼす恐れが生じたことから、一部解体・撤去したところであります。

また、現在残っている居宅・倉庫等も予想以上に老朽化が進んでいることや敷地の整地等相当の財政負担が必要になるものと推測しております。



今後の活用については、ご提案の無料駐車場やイベント広場等を含め、地域の要望や議会の皆さんのご意見を拝聴しながら検討してまいりたいと存じております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 8番、再質問ありますか。8番。

○8番（小林 悟） お願いします。

広域連合ですか、これはいわゆる他市町村と当市では温度差がかなりあると思います。ぜひとも粘り強く進めてもらえるようお願いしたいと思います。

それから3つめの天洋跡地の件でございますけれども、再度繰り返すようですが、防災・防犯上から老朽化している建物の早急な解体をぜひともお願いしたいと思っております。その時期をできましたらお聞かせ願いたいと思います。市長の明確なお答えを期待しております。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

広域連合については、先ほど答弁しましたが、国会を通った消防法の一部改正に基づきまして県が推進計画を策定するというので、それを受けて関係市町村と改めて協議・検討してまいりたいと、こう思っています。

旧天洋跡地の件でございますが、できるだけ早く撤去して利活用を示してほしいということですが、私の考えとしては、この旧跡地は旧昭和地区のみならず潟上市全体のエリアを入れた観光でも、それから施設でも、そういうように考えられないかということで、具体のことについてはこの後よく部内で検討したいと思っております。

それと今ある建物の、何ていうあれあの酒を入れる樽っていうか、樽ですな。あれなんか競売で買う人が決まっているらしいんですよ。それらがまだその持って行かないというようなこともありますし、再度それらを調査してみたいと思っております。

それと、あの建物を撤去すると億はかかると思います。億以上。そうなりますと、もう財政負担にも相当つながりますし、私としては今言った全体的な利活用の中で国の交付事業なんかを受けるような事業というものを今後模索しながら勉強していきたいと、こう思っていますので、現時点でとっばらうとなると億以上の金かかるということも少しお考えなっただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 8番、再々質問ありますか。

○ 8 番（小林 悟） ありません。終わります。

○ 議長（藤原幸作） これをもって、8 番小林 悟議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれにて散会します。

なお、19日月曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労さまでございました。

---

午後 1 時 4 6 分 散会